

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： いちき串木野市簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和29年9月18日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	いちき串木野市	職員数* (H21. 4. 1現在)	2人
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	76円（18年度）	公営企業債現在高（百万円）	1,247（20年度）
累積欠損金（百万円）	（年度）	利益剰余金又は積立金（百万円）	6（20年度）
不良債務（百万円）	（年度）	財政力指数*	0.45（19年度）
資金不足比率（%）	（年度）	実質公債費比率*（%）	17.5（19年度）
		経常収支比率*（%）	97.3（18年度）

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、繰上償還の対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし

〔合併期日：平成17年10月11日 合併前市町村：串木野市・市来町〕 市町村合併時、合併協議会において、水道料金は「5年以内に統一できるように調整する」との調整方針が示されていたため、現在平成20年度から平成22年度までの3ヶ年で段階的に、水道料金を統一中である。なお、平成23年度に簡易水道事業の一部を上水道事業へ統合する予定である。また、平成20年4月に組織体制を見直し、水道課と下水道課を統合し、上下水道課としている。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	いちき串木野市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成21年度～平成25年度
計画策定責任者	いちき串木野市長 田畑 誠一
既存計画との関係	いちき串木野市集中改革プラン（平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	12月定例市議会で報告。その後、広報紙・市ホームページ等で公表
基本方針	コンパクトでスリムな行政経営を推進するため、定員管理や維持管理費等の削減を行うとともに、今回の公的資金補償金免除繰上償還の活用により公債費負担を軽減し、簡易水道事業の健全な事業運営を図る。

注 計画期間については、原則として平成21年度から25年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		111.5	49.3	160.7
	補償金免除額		31.1	7.9	39.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成21年度における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	3,997	111,413	49,258	164,668
合 計 (A)		3,997	111,413	49,258	164,668
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		3,997	111,413	49,258	164,668

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成21年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上償還等に基づく公営企業債に対する一般会計繰上金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>歳入の柱となる水道使用料については、平成17年10月の合併後、平成20年度から平成22年度の3ヶ年で、高い料金設定であった旧串木野市の料金に統一するため段階的に引き上げているが、人口の減少や近年の景気低迷による水道使用量の減少により、予想した収入増とはなっていない状況がある。</p> <p>また歳出面では、施設整備費にあてていた基金も本年度でなくなる見込みであり、地方債、一般会計繰入金に依存せざるを得ない状況である。</p>
経営課題	<p>課題 ① 公債費</p> <p>歳出に占める公債費の支出割合が、平成20年度で43.3%を占めており、特別会計上大きな負担となって、経営を圧迫している。</p>
	<p>課題 ② 定員適正化（人件費の削減）</p> <p>近年人口の減少や景気低迷による水道使用量の減少等により料金収入が伸び悩んでいる状況や、布設替工事等の事業量及び上水道との事業統合も視野に入れながら、職員数の削減を図る必要がある。</p>
	<p>課題 ③ 使用料の徴収対策</p> <p>景気低迷による収入減少等のため水道使用料の支払い遅延や未納額が増加傾向にあるため、現在実施している督促・電話催告、月末停水等を強化する必要がある。</p>
	<p>課題 ④</p>
	<p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成16年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成19年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成20年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成21年度 （計画初年度）	平成22年度 （計画第2年度）	平成23年度 （計画第3年度）	平成24年度 （計画第4年度）	平成25年度 （計画第5年度）
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)		189	189	182	182	185	182	185	184	183	182
	(1) 営 業 収 益 (B)		171	172	163	165	162	165	168	168	168	168
	ア 料 金 収 入		164	169	161	163	160	164	167	167	167	167
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他		7	3	2	2	2	1	1	1	1	1
	(2) 営 業 外 収 益		18	17	19	17	23	17	17	16	15	14
	ア 他 会 計 繰 入 金		18	17	19	17	23	17	17	16	15	14
	イ そ の 他											
	2 総 費 用 (D)		107	127	133	127	133	109	101	96	94	92
	(1) 営 業 費 用		54	75	83	79	88	66	67	64	65	65
	ア 職 員 給 与 費		8	9	9	9	8	8	8	5	5	5
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他		46	66	74	70	80	58	59	59	60	60
	(2) 営 業 外 費 用		53	52	50	48	45	43	34	32	29	27
	ア 支 払 利 息		53	52	50	48	45	43	34	32	29	27
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		82	62	49	55	52	73	84	88	89	90	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		134	54	23	16	55	184	9	7	8	6
	(1) 地 方 債		84	11			26	161				
	(2) 他 会 計 補 助 金		18	17			3	13	9	7	8	6
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国（都道府県）補助金		29	6								
	(6) 工 事 負 担 金		3	4	1		4	4				
	(7) そ の 他			16	22	16	22	6				
	2 資 本 的 支 出 (G)		196	129	72	71	107	257	93	95	97	96
	(1) 建 設 改 良 費		146	74	15	13	48	33	22	22	22	22
	ウ ち 職 員 給 与 費		5	5	4	5	5	5	5	5	5	5
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		50	53	57	58	59	224	71	73	75	74
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
	(5) そ の 他			2								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 62	△ 75	△ 49	△ 55	△ 52	△ 73	△ 84	△ 88	△ 89	△ 90	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	117.9	103.6	94.0	96.5	94.6	105.9	107.9	109.3	108.6	110.0	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	120.4	105.0	95.8	98.4	96.4	54.7	107.6	108.9	108.3	109.6	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	9.5	9.0	10.4	9.3	12.4	9.3	9.2	8.7	8.2	7.7
	うち基準内繰入金 (%)	9.5	9.0	10.4	8.8	12.4	9.3	9.2	8.7	8.2	7.7
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	13.4	31.5	0.0	0.0	5.5	7.1	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金 (%)	13.4	31.5	0.0	0.0	5.5	7.1	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現在平成20年度から平成22年度の3ヶ年で、高い料金設定であった旧串木野市の料金に統一するため段階的に引き上げているが、人口の減少や近年の景気低迷による水道使用量の減少により、予想した増収とはなっていないため、今後はほぼ横ばいで推移するものと想定した。
2 他会計繰入金の見込み	現在歳出の節減等により一般会計からの繰入金の減少に努めているが、今回の繰り上げ償還が実施されれば利子相当分の節減が図れるため、繰入金の減少を見込める。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現在のところ、大規模な開発計画や施設の新設計画等はないが、施設の老朽化が目立ってきており、突発的な施設更新・修繕等に伴う出費が発生する恐れがある。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減		
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	②	定員適正化計画で、平成18年度から平成22年度までの5年間で40人(9.8%)削減することとしているが、これまでの実績として、平成20年度までに39人(平成18年度に14人、平成19年度に12人、平成20年度に13人)削減してきている。簡易水道事業特別会計においては、近年の人口減少や景気低迷による水道使用量の減少に伴う料金収入が伸び悩み、上水道との事業統合も視野に入れながら、職員数の削減を図る必要がある。
○ 給与のあり方		
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		平成18年4月から国の行政職俸給表(一)に準じ、7級(国は10級)までに切り替えた(地域手当なし。)
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		国の平均給料月額と比較すると高い傾向にある。指定管理による技能労務職員の任用替や、退職後の採用は行わず臨時職員で対応するなど技能労務職の給料総額の抑制に努めている。簡易水道事業特別会計においては技能労務職員はいない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		退職時特昇はなし。
◇ 福利厚生事業のあり方		厚生会(互助会)の会計を一般会計と特別会計に区分し、慶弔等の給付事業については、全額会費で運営している。また、厚生会(互助会)会計の一般会計事業を見直し、平成19年度から会費と助成金を月額750円から550円に、平成21年度からは月額500円に引き下げた。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		給水人口や給水量の減少を考慮し、上水道との統合を図りながら、維持管理費の縮減を図っていく。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		現在ある5簡易水道施設の維持管理及び毎日点検等は、既に民間会社に委託済みである。また、各施設周りの除草作業等もシルバー人材センターに委託している。PFIの活用については、現在のところ予定はない。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		水道料金については市町村合併時、「5年以内に統一できるように調整する」との調整方針が示されていたため、現在平成20年度から平成22年度までの3ヶ年で、高い料金設定であった旧串木野市の料金に統一するため、段階的に水道料金を統一中である。なお改善額は、料金改定の前年度と実施年度及び予定年度との供給単価差額と、有収水量から効果額を算出した。しかし、平成20年度の実際の料金収入額は、有収水量減のため平成19年度より減少している。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入		予算・決算の状況については、毎年広報紙やホームページで公表しているため、今回の健全化計画についても同様に公表していく。 平成20年度試行的に実施し、平成21年度から本格的に実施している。
5 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	簡易水道事業特別会計の現在の職員数は2名であるが、上水道に一部統合予定である平成23年度においては、事業量・事務量とも減少するため、1名の人件費は上水道に移行する予定である。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	水道料金については、現在平成20年度から平成22年度までの3ヶ年で、高い料金設定であった旧串木野市の料金を統一するため、段階的に水道料金を引き上げているところである。これまで繰越欠損金の発生はないが、今後も事務内容を見直し維持管理費の縮小に向けた取り組みを随時実施する。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成20年度決算で、歳出に占める公債費の支出割合が43.3%を占めており、特別会計上大きな負担となって経営を圧迫しているが、今回の公的資金補償金免除繰上償還の活用により公債費負担を軽減し、健全な事業運営を図る。なお、平成20年度決算では基準外繰出しは発生していない。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前5年度の間に実施したものに限り。）から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前5年間）を通じた改善額を「計画合計」欄（又は「計画前5年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率					1.2		1.6	1.8				
	改善額(料金の適正化)※1					2	2	6	9	9	9	9	42
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	13	14	13	14	13		13	13	10	10	10	
	改善額									3	3	3	9
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)	2	2	2	2	2		2	2	1	1	1	
	増減数(人)									△1	△1	△1	△3
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1,436	1,395	1,338	1,280	1,247		1,184	1,113	1,040	965	891	
	増減												
	計画前5年間改善額 合計						2						51
	改善額 合計												39
	(参考) 補償金免除額												39

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

注3 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注4 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注5 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注6 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前々年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
年間総有収水量 (千m ³)	1,394	1,441	1,408	1,396	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353	1,353
公称施設能力 (m ³ /日)	4,578	4,578	4,578	4,578	4,578	4,578	4,578	4,578	4,578	4,578
1日最大配水量 (m ³ /日)	4,804	4,952	5,341	6,081	6,576	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
最大稼働率 (%)	104.9	108.2	116.7	132.8	143.6	137.6	137.6	137.6	137.6	137.6
供給単価 (円/m ³)	117.64	117.20	114.13	116.86	118.21	121.36	123.57	123.57	123.57	123.57
給水原価 (円/m ³)	99.71	113.12	121.45	121.06	124.91	114.56	114.56	113.08	113.82	112.34

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

現在水道料金については、平成20年度から平成22年度の3ヶ年で、段階的に引き上げて統一中である。

事業統合については、第一段階として平成23年度予定で一部簡水を上水道に統合し、残りは平成28年度頃を予定している。